

(様式第11号) (第24条関係)

太陽光発電施設設置届出書

2026年 2月 17日

長野県知事 様

住 所 長野県上田市長瀬3580
氏 名 YANAGIDA株式会社
代表取締役 小宮山純一
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の設置の場所	長野県上田市仁古田112-1	
事業区域の位置及び面積	986㎡	
太陽光発電施設の合計出力	49.5kW (太陽電池の合計出力 101.48kW)	
太陽光 発電事 業の内 内容及び 実施予 定期間	発電電力の用途 <input checked="" type="checkbox"/> 売電 <input type="checkbox"/> 自家消費 設備ID (オフサイトPPAの為設備ID無し)	
	設置工事着手予定日	令和8年5月1日
	設置工事完了予定日	令和8年6月25日
	運転開始予定日	令和8年6月26日
	施設撤去予定日	令和38年6月26日
太陽光発電施設の設置に関する計画	別添「太陽光発電施設設置計画書」参照	
太陽光発電施設の構造に関する事項	地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン等を参照の上、設計会社による構造(強度)計算を行い、架台について風雪に耐えられる強固なものとする。	
景観保全のための措置の検討に関する事項	別紙「景観の保全のための措置の検討状況書」参照	
環境の保全のための措置の検討に関する事項 (※環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	該当なし	
備考	連絡先 (電話番号) 0268-75-0262 (FAX番号) 0268-75-0218 (電子メールアドレス) info@i-yanagida.jp	

注1 該当する□内に△印を記入すること。

2 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。

3 「事業区域の面積」欄には、小数第1位まで記載すること。

4 「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第1位まで記載すること。

5 「発電出力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。

6 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

- (添付書類)
- 1 位置図
 - 2 事業区域図
 - 3 太陽光発電施設の配置図
 - 4 条例第11条の書面
 - 5 その他知事が必要と認める書類

景観の保全のための措置の検討状況書

項目	検討事項	配慮する内容
全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	既存の地形のまま土地の造成等は必要最低限にとどめます。
	(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成(シミュレーション)等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること	添付資料に完成予想図を添付しております。
配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	主要な道路や住宅の敷地等に隣接していません。
	(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	架台の離隔を0.8mといたします。
規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	架台の高さは800mmといたします。
	(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	角度を20度といたします。
形態・意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	配列に一定の規則性を持たせるように配置いたしました。
	(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	周囲の山並みと整合させました。
	(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	道路等から見えにくく配慮いたします。

項目		検討事項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	低反射のもの、結晶が目立たないものを選定いたします。
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	黒または紺を使用いたします。
	フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。	配慮いたします。
		(2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	同系色ではないですが、目立たないシルバーにしました。
附帯施設・ 附属施設		(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。	配慮いたします。
		(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。	新設は必要最低限の本数にいたします。
		(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。	景観に配慮した色彩を使用します。
敷地の緑化		(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。	該当ありません。
		(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	同上
その他		(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	周囲には主要な道路や住宅が存在しません。
		(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	定期的に保守点検を実施します。
		(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。	上田市景観デザインガイドブック確認。 (添付資料に完成予想図)

上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。



114

115-6

112-2

112-3

116-9

109-7

116-1

116-3

109-2

109-3

110-1

112-1

113-2

道



(参考様式) (第 19 条関係)

維持管理計画

作成日

2026 年 2 月 17 日

太陽光発電施設の設置場所	長野県上田市仁古田 112-1	
事業者名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）	〒386-0407 長野県上田市長瀬 3580 YANAGIDA 株式会社 代表取締役 小宮山純一 0268-75-0262	
保守点検責任者	氏名及び住所	〒386-0407 長野県上田市長瀬 3580 YANAGIDA 株式会社 代表取締役 小宮山純一
	電話番号	0268-75-0262
合計出力	49.5kW(太陽電池の合計出力 101.48W)	
維持管理の内容	別紙のとおり	
施設撤去予定日（事業終了予定日）	令和 38 年 6 月 26 日	
損害保険の加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (保険内容 自然災害 電氣的・機械的事故の対応)	
太陽光発電施設を撤去する際の対応	・太陽光発電施設の処分は廃棄物処理業者に依頼する ・撤去後は更地に戻します ・撤去費用は積立てにて対応いたします	
維持管理計画及び状況の公表方法	・請求があつた場合は開示します	

※標識に掲示することにより公表する場合には、標識の記載項目と同一のところは記載を省略することができます。

<太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容>

強風による飛散

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと、基礎などが強度不足になるような劣化がないことを保守点検項目に従って巡視を実施

豪雨による水害

- ・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、保守点検項目に従い巡視を実施

<土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容>

- ・事故・災害が発生した場合には、迅速状況を把握し、関係機関(経済産業省、市町村、県など)に連絡する。
- ・土砂の流出やパネルの飛散など周辺環境に及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。

<別紙>

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
太陽電池アレイ	☑	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない。	目視	年1回	
			端子箱に破損、変形がないか		年1回	
			フレームに著しい汚れ、きず、腐食、破損がない。		年1回	
	☑	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。		年1回	
	☑	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。		年1回	
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。		年1回	
	☑	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。		年1回	
	☑	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。		年1回	
			接続部に緩み、破損がない。		年1回	
	☑	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。		年1回	
			架台の変形、きず、汚損、さび、腐食、破損がない。		年1回	
			積雪による沈降、不等沈降、地際腐食等などの影響がない。		年1回	
ボルト、ナットの緩みがない。			年1回			
固定強度に不足の懸念がない。			年1回			
接続箱	☑	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。	年1回		
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	年1回		
			雨水、じんあい等の侵入がない。	年1回		
☑	配線	配線に著しい汚損、破損、きず、さびがなく正しく固定されている。	年1回			
漏電遮断	☑	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などがない。	年1回		
	☑	配線	配線に著しいきず、破損がない。	年1回		
パワーコンディショナー	☑	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形がない。	年1回		
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	年1回		
			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。			
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない	年1回		

	<input checked="" type="checkbox"/>	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、破損などがない。		年1回	
--	-------------------------------------	----	-------------------------------	--	-----	--

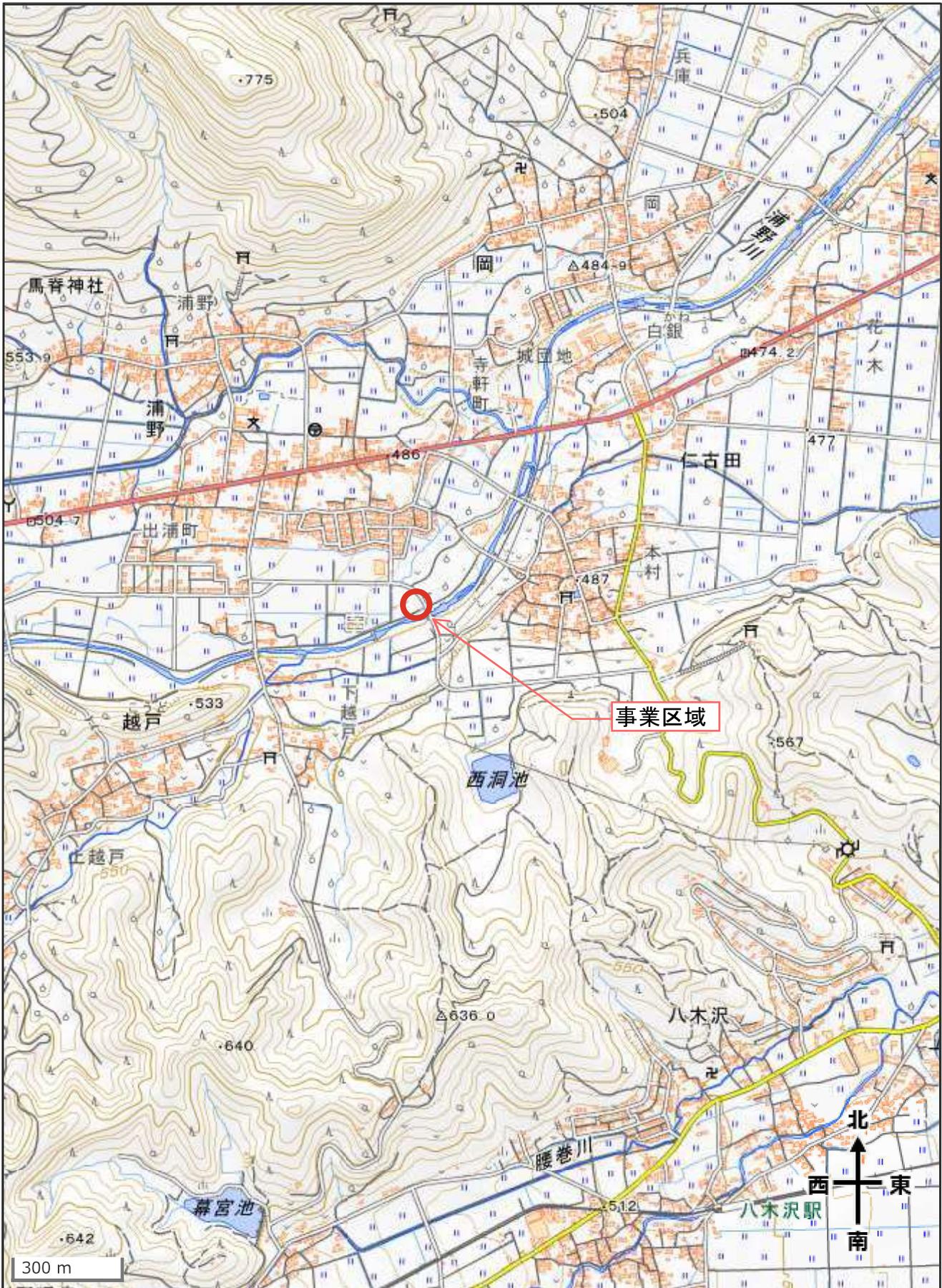
附帯施設

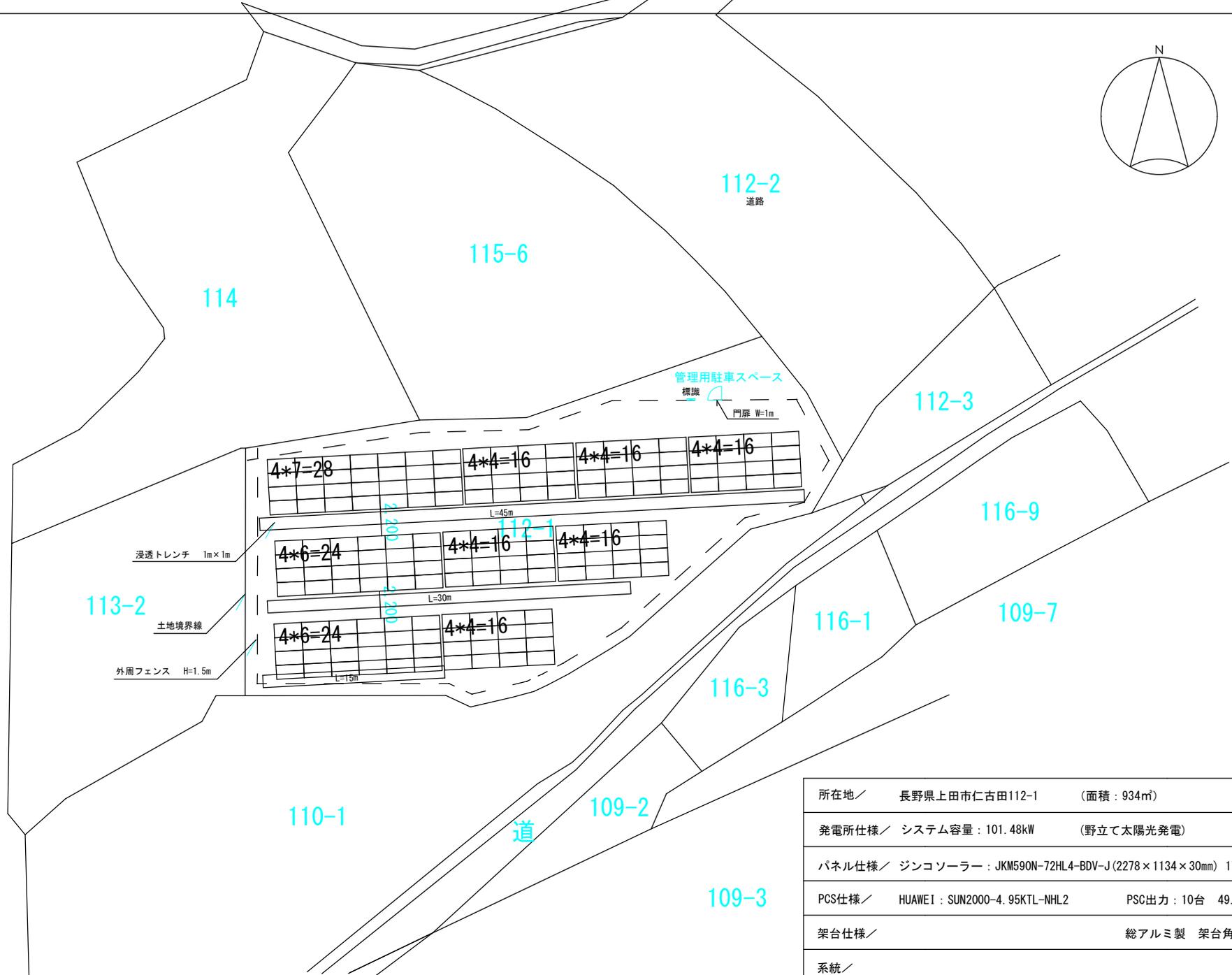
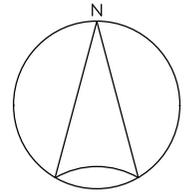
対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
法面・擁壁	<input type="checkbox"/>	切土法面	小段の沈下がない。	目視	年 ○ 回	
			排水溝の損傷がない。			
			目地にずれがない。			
			開口量の大きな亀裂が発生していない。			
			吹付工法等の剥離がない。			
			法枠工法等の破断がない。			
			はらみ出しの発生がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			崩落がない。			
			上部斜面からの土砂流出がない。			
	<input type="checkbox"/>	盛土法面	小段の沈下がない。			
			段差が発生していない。			
			排水溝の損傷がない。			
			法尻の崩落がない。			
			オーバーフローによる洗掘がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			湧水箇所の軟弱化がない。			
		擁壁	亀裂、割れが生じていない。			
	座屈、段差、傾斜がない。					
つなぎ目にずれがない。						
水抜き穴につまりがない。						
水抜き穴から異常な土砂流出がない。						
地山に変形がない。						
排水設備	<input checked="" type="checkbox"/>	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない。		年2回	
			亀裂、ずれがない。		年2回	
			破損がない。		年2回	
			排水設備外への漏水がない。		年2回	
調整池	<input type="checkbox"/>	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。			
			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。			
			草木の繁茂がない。			
	<input type="checkbox"/>	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。			

	□	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。		
	□	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。		
			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			油等の浮遊がない。		
	☑	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。		
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。		
			貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。		
			油等の浮遊がない。		
			下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない。		
防護柵、塀	☑	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。	年2回	
	☑	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。	年2回	
	☑	入口扉	開閉に異常がなく施錠に問題がない。	年2回	
進入路・管理道	☑	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない。	年2回	
			事業地周辺への土砂の流出がない。	年2回	
			雨水等による洗掘がない。	年2回	
			草木の繁茂がない。	年2回	
設置地盤	□	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない。	年2回	
			段差、傾斜がない。	年2回	
			空洞の発生（土砂の流出）がない。	年2回	
			隆起の発生がない。	年2回	
設置地盤	☑	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない。	年2回	
			事業地周辺への土砂の流出がない。	年2回	
			雨水等による洗掘がない。	年2回	
			草木の繁茂がない。	年2回	

※施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加・修正してください。

位置図





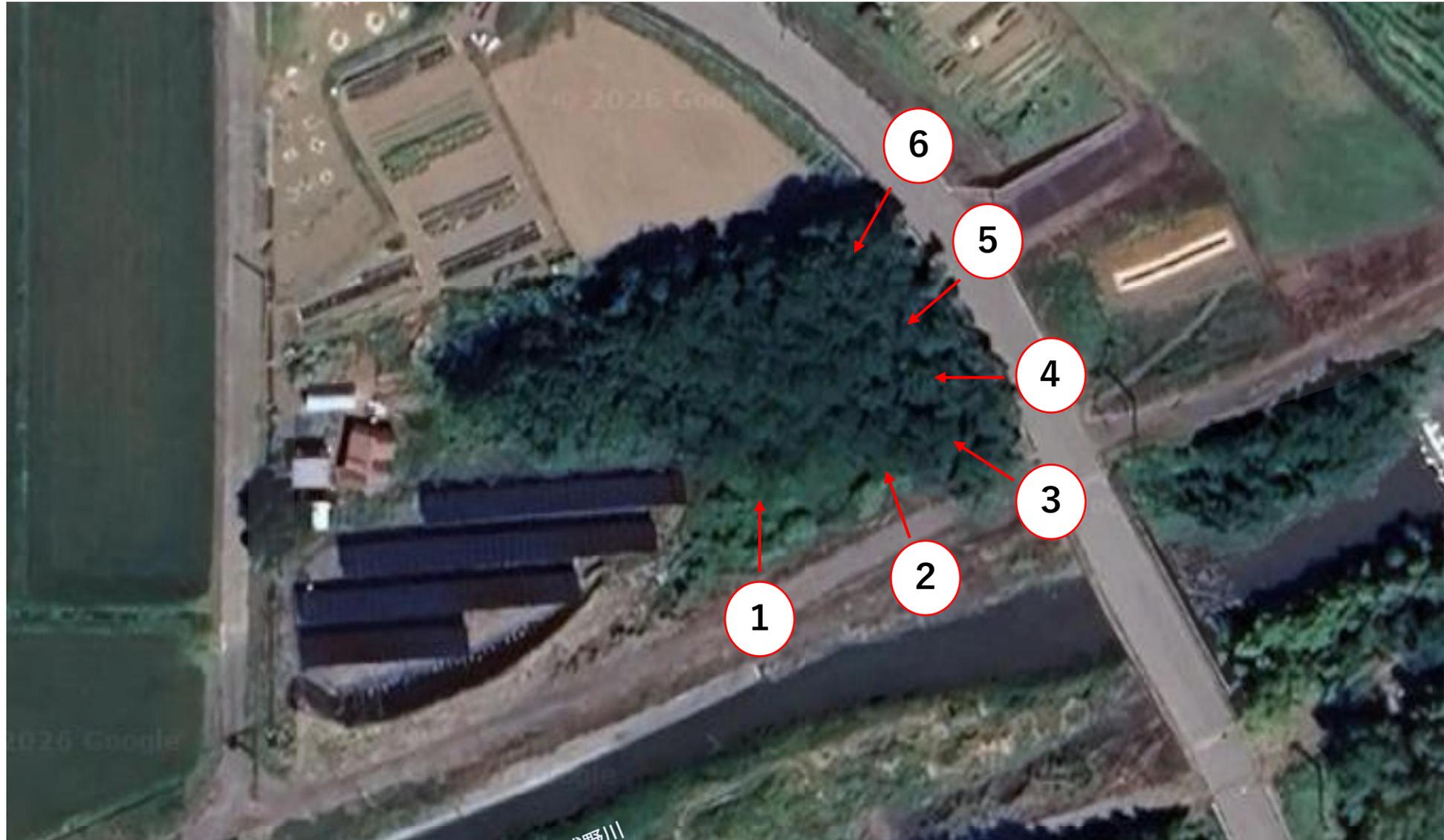
所在地	長野県上田市仁古田112-1	(面積: 934㎡)
発電所仕様	システム容量: 101.48kW	(野立て太陽光発電)
パネル仕様	ジンコソーラー: JKM590N-72HL4-BDV-J (2278 × 1134 × 30mm)	172枚
PCS仕様	HUAWEI: SUN2000-4.95KTL-NHL2	PSC出力: 10台 49.5kW
架台仕様		総アルミ製 架台角度20°
系統		

工事名称	仁古田第1発電所	縮尺
図面名称	パネル配置図	日付

YANAGIDA株式会社

とび・土工事業 長野県知事(般-4)第24465号 〒386-0407長野県上田市長瀬3580
電気事業 長野県知事(特-5)第24465号 TEL 0268-75-0262

上田市仁古田112-1 現況写真位置図



仁古田第1発電所 現況写真







(参考様式) (第11条・第13条関係)

事業基本計画説明状況書

2026年 2月 17日作成

事業者の住所・氏名 (法人にあって、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	長野県上田市長瀬3580 YANAGIDA株式会社 代表取締役 小宮山純一	
事業太陽光発電施設の設置の場所	長野県上田市仁古田112-1 (設備ID オフサイトPPAのため設備IDなし)	
説明会開催についての周知の方法とその範囲	仁古田自治会回覧板 県ホームページ公表	
説明会の概要	日時	2025年12月5日 18時～
	場所	仁古田公民館
	参加者数	4名
	説明を行った者の氏名(法人にあっては、氏名及び役職名)	YANAGIDA株式会社 [REDACTED]

注1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

(添付資料) 1 説明会で配布した説明資料

2 説明会で説明した内容、参加者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録

1

令和7年12月5日

仁古田第1発電所 説明会

スケジュール

1. 会社概要
2. 事業計画のご説明
3. 質疑応答

「長野県地域と調和した太陽光発電の推進に関する条例」
に基づき実施していきます。



1

2

会社概要

【本社所在地】

〒386-0407長野県上田市長瀬3580
Tel:0268-75-0262/Fax:0268-75-0218

YANAGIDA株式会社
代表取締役 小宮山 純一

資本金 2000万円

とび・土工工事業 長野県知事(般-4)第24465号
電気工事業 長野県知事(特-5)第24465号

【事業内容】

太陽光発電システムの販売・設計・施工・管理

『自然エネルギーで未来を創る』

わたしたちはこのスローガンの元、自然エネルギーを活用したエコな未来を目指し
太陽光発電を中心に事業展開しています。



2

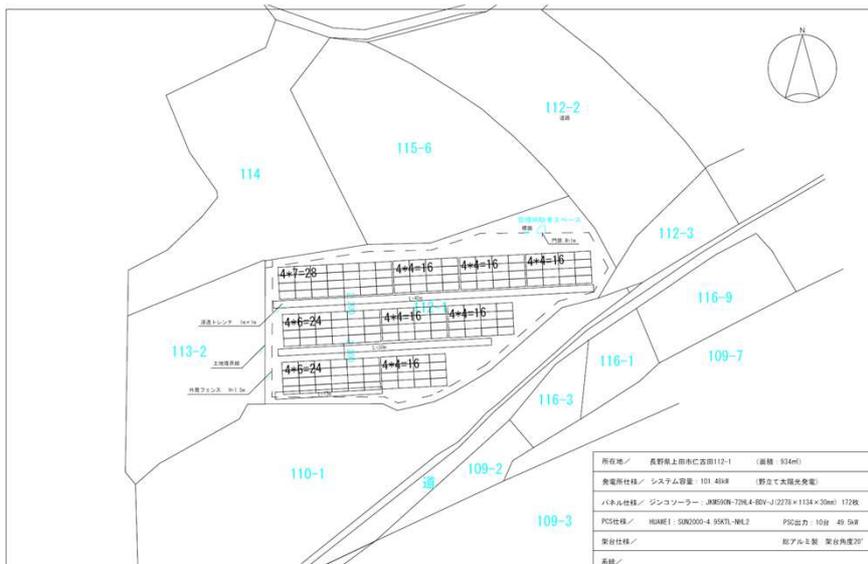
3

事業計画①



3

4



所在地	長野県上田市仁古田112-1 (面積: 934㎡)
発電所仕様	システム容量: 101.4kW (野立て太陽光発電)
パネル仕様	ジンコソーラー・JN6000W-72HL4-80V-J (2272×1124×20mm) 172枚
PCS仕様	HINARI-SUN2000-4-90KTL-WRL2 PFC出力: 100kVA 40/50kVA
架台仕様	錠アーム型 架台角度20°
系統	

工事名称	仁古田第1発電所	種別	
団体名称	パナソニック	日付	



4

5

完成イメージ図



5

6

発電所建設までのスケジュール

工事名称	仁吉田第1発電所建設工事		上田市仁吉田112-1			
	YANAGIDA株式会社		作成日 2025.12.2			
備考	県条例手続き、自治会との協議等、事業計画の進行状況により今後のスケジュールに変更が生じることがあります。 工事部材の納品状況・天候等により、着工日及び工事期間が変更になる場合があります。					
工程名	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
【長野県条例】						
事業基本計画書(県へ提出済)	■					
説明会		■				
意見・要望受領期間(地域住民・上田市)		■	■	■		
意見・要望回答作成			■	■		
事業計画届出書・維持管理計画書提出				■		
工事着手届提出					■	
【発電所設置工事】						
整地工事					■	
杭打ち・架台工事					■	■
電気工事						■
【長野県条例】 工事完了届提出						■



6

7

防災、環境保全、景観保全の対策について

災害防止について

- ・事業区域内の雨水排水処理
流量計算に基づき浸透トレンチを適切に設置、雨水を場内処理いたします。

水質保全について

- ・太陽光設備が災害被害によりパネルが破損した場合
環境省が平成30年に示しました「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に沿い適正な対応・処置を行います。
(太陽光発電設備の解体・撤去・収集・運搬、処分に関する関係者の役割・留意点をまとめた「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」
(第一版)平成28年4月 (第二版)平成30年12月)

危険防止について

- ・発電設備の立入
発電所所有会社が定期的に点検・管理を実施いたします。また設備の周囲には柵を設置し、所有者・及び委任者以外の者が構内に容易に立ち入ることがないように高さ1 m50 c m程度のフェンスにて対策します。

7

8

騒音・振動等について

- ・生活環境に影響がでないよう配慮いたします。
具体例としましては、工事車両の出入りに関しましては法令速度を守り、建設機械の稼働時間は午前8時から午後5時と予定しております。

景観保全

- ・設備・太陽光モジュール・柵の配色等
設備の彩色は一般的な配色の材料を使用し、フェンスは茶色や黒といった配色のものを使用します。

自然環境について

- ・工事に伴う必要最低限の造成とします。
現場の立木伐採は最小限に留め、伐採木は区域外に搬出し処分致します。
また設置工事後は緑化に努めます。


自然エネルギーで未来を創る

8

9

設置後の保守点検及び維持管理の計画

当計画の太陽光発電所は低圧の区分にあたる発電所です。
当社は、発電所の設計、許可申請業務及び、設備設置工事を一貫して行います。

《太陽光設備の保守・メンテナンス業務内容》

- ・年間2回以上(6月頃・8月頃目安)の草刈り作業
- ・目視による設備点検
(モジュール・パワーコンディショナー・架台・配電盤・ケーブル・受電設備・フェンス等)
- ・架台のボルト締め、パネルの押さえ金具点検等
- ・遠隔装置によるカメラ監視、発電状況監視

撤去及び処分の計画

当事業は、固定価格買取制度利用でないため、
現地点では20年経過後も電力の供給を継続していく意向です。
また廃止した場合は、発電施設を撤去致します。
設備撤去時の廃棄物処理方法につきましては経済産業省及び環境省のガイドラインに基づき
適切に対応して参ります。

9

10

説明会内容に関するご意見・問い合わせ

本日の説明会の内容に関してのご意見・要望の送り先です。
条例に基づき、締切を説明会実施日から30日間 令和8年1月4日までとさせていただきます。

【提出先】

YANAGIDA株式会社

〒386-0407

長野県上田市長瀬3580

Tel:0268-75-0262/Fax:0268-75-0218

E-mail: info@i-yanagida.jp

担当: XXXXXXXXXX

本日はご参加いただきありがとうございました。

YANAGIDA

自然エネルギーで未来を創る

10



お困りの土地お譲りください！！

土地に関するお悩みありませんか？
YANAGIDA株式会社では、再生可能エネルギーの普及を目指し、
太陽光発電設備の設置にご協力いただける土地のご紹介を募集しております。

「使っていない土地を有効活用したい」
「草刈りや管理が負担になっている」 等

そんなお悩みをお持ちの方、ぜひご相談ください。

会社情報・お問い合わせ
〒386-0407 長野県上田市長瀬3580
TEL : 0268-75-0262 info@i-yanagida.jp



【(第11条・第13条関係) 説明会意見回答書】

作成日 2026年 2月 6日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野県上田市仁古田112-1
----------------	----------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
当該土地は農地や農振区域に該当しているのか。また、農振除外や転用の手続きはどのような状況か。	住民	当該土地は農振区域に該当しており、農振除外の許可を得たことで、今回の事業の計画が可能となりました。 太陽光発電設備として利用するために必要な手続きを行った上で計画を進めております。
当発電所は今後も事業者が所有し続けるのか。将来的に第三者へ売却される可能性はあるのか。	住民	当社としては、可能であれば自社で保有・管理したい意向はありますが、現時点では将来的な販売も視野に入れて事業を進めております。今回の発電所は低圧区分の小規模発電所であり、複数の発電所をまとめて販売するケースも想定されます。
仮に発電所が売却され、事業者が変更になった場合、説明会内容や自治会との協定書は引き継がれるのか。	住民	万が一、事業者が変更となる場合は自治会との協定書等について全て新たな事業者へ適切に引き継ぐこととなります。発電所を設置した後終わり ということはありません。
事業者が変更なった場合、住民や自治会への周知はどのように行われるのか。	住民	県の条例においても、事業者が変更になった場合は、新たに公表し、誰が管理を行うのかを明確にすることが求められています。そのため、事業者変更時には適切な形で周知を行うこととなります。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
売却された場合、維持管理は誰が行うのか。また、何か問題が起きた場合の連絡先はどうなるのか。	住民	売却された場合には、新たな所有者または管理を行う事業者が発電所の維持管理を行うこととなります。トラブル等が発生した際には、管理事業者または自治会を通じて連絡をいただく体制となります。
工事車両はどこから出入りする予定か。道路への影響はないのか。	住民	工事車両については、道路から敷地へ傾斜を下って侵入する形を想定していきます。特別な道路工事等を行う予定はなく、既存の道路状況を踏まえて対応する予定です。
近隣に既に設置されている太陽光発電設備との位置関係はどうなるのか。	住民	近隣には既に別の事業者が設置した太陽光発電設備がありますが、それらと並ぶような配置になる想定です。周囲の状況を踏まえ、計画を進めております。
当該土地は、過去にどのように利用されていたのか。現在はどのような扱いになっているのか。	住民	過去には畑として利用されていた時期もあったと聞いています。現在は登記上は原野として登録されています。
工事はいつから始まる予定なのか。また、計画が遅れる可能性はあるのか。	住民	工事開始時期については、現時点で明確な時期は決まっていません。複数の発電所案件を同時に進めているため、目安としては2026年以降、場合によっては2027年以降になる可能性もあります。
今後、事業計画に変更が生じた場合、住民への説明や周知はどのように行われるのか。	住民	事業計画に変更が生じた場合には、県のHP等を通じて内容を公表するとともに、必要に応じて自治会や住民の皆様へ周知を行う予定です。



上田市長 土屋陽一 様

YANAGIDA株式会社
代表取締役 小宮山純一

事業基本計画書に対する意見回答書

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第12条の規定により、次のとおり意見回答いたします。

施設の設置場所	上田市仁古田112-1
事業区域の面積	986㎡
施設の合計出力	49.5kW
意見課	税務課 環境政策課 建築指導課 都市計画課（公園緑化景観担当・調査計画担当）

税務課	1	1月1日時点で太陽光発電設備を所有されている場合は、同年1月中の償却資産（固定資産税）の申告が必要となりますので、所有以降は申告をお願いいたします。
	➡	承知しました。
環境政策課	1	周辺住民からの問い合わせ先を現場に掲載する等によって地元へ周知するとともに、万一苦情等が発生した場合には真摯に対応してください。また、工事中に連絡先の書かれた看板を取り外してしまうというケースがあったので、看板は工事中も撤去せずに設置してください。
	➡	承知しました。真摯に対応いたします。
	2	感電、破損等が起こらないように努めてください。また、事故や災害によりパネルが損壊した場合、周辺に被害が及ばないよう対処（感電、有害物質等への対策）を適正に行ってください。
	➡	承知しました。
	3	反射による光の影響等、近隣住民より苦情が発生した場合は真摯に対応してください。
➡	承知しました。真摯に対応いたします。	
建築指導課	1	太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。（高さ2mを超える擁壁も同様）
	➡	承知しました。
	2	東側：建築基準法第42条第1項第1号道路に該当します。 敷地と道路との間に下記のものがある場合は、建築確認申請の前に建築基準法第43条第2項各号の認定または許可が必要です。 (1) 認定外道路（赤線） (2) 幅1mを超える河川、水路
➡	下記に該当いたしません。	
都市計画課 公園緑化景観担当	1	事業計画にあたっては、上田市景観計画に定める景観形成基準を御確認ください。（田園地域区分）
	➡	承知しました。

都市計画課 調査計画担当	1	事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。
	➡	承知しました。
	2	着工前に周辺の既設構造物（例：擁壁、道路クラック）等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないように努めてください。
	➡	承知しました。
	3	雨水排水処理を適切に行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう施設の維持管理を十分お願いします。工事中においても、雨水排水対策を講じ、防災に努めてください。
	➡	承知しました。
	4	工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。
	➡	承知しました。真摯に対応いたします。